

令和6年度

福島県環境審議会議事録

(令和6年10月18日)

## 1 日時

令和6年10月18日（金）

午前 10時00分 開会

午前 11時00分 閉会

## 2 場所

キョウワグループテルサホール3階大会議室あぶくま（福島市上町4-25）

なお、一部委員はリモートにより参加した。

## 3 議事

福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部改正について

## 4 出席委員

委員22名中出席16名

飯島和毅、生島詩織、植木和子、熊本隆之、今野万里子、齋藤澄子、武田憲子、丹野孝典、角田守良、長渡真弓、中野和典（議長）、新妻和雄、西村順子、沼田大輔、肱岡靖明、門馬和夫 以上16名（五十音順）

※ 上記のうち、飯島和毅委員、生島詩織委員、熊本隆之委員、今野万里子委員、新妻和雄委員、西村順子委員、肱岡靖明委員、門馬和夫委員はリモートにより参加した。

## 5 欠席委員

高野イキ子、反後太郎、丹野淳、藤田壮、舟木幸一、村島勤子

以上6名（五十音順）

## 6 事務局出席職員

### 生活環境部

|       |                  |
|-------|------------------|
| 細川了   | 部長               |
| 金田勇   | 政策監              |
| 今野一宏  | カーボンニュートラル推進監兼次長 |
| 濱津ひろみ | 環境回復推進監兼次長       |
| 笹木めぐみ | 生活環境総務課長         |
| 渡邊一博  | 環境共生課長           |
| 清野弘   | 水・大気環境課長         |
| 高橋伸英  | 一般廃棄物課長          |
| 大野隆一  | 産業廃棄物課長          |
| 高橋慶太  | 生活環境総務課企画主幹      |

## 7 結果

### (1) 開会

### (2) 挨拶 細川生活環境部長

### (3) 議事

議事については、中野和典委員を議長として審議を進めた。なお、議事録署名人として、議長より齋藤澄子委員と長渡真弓委員が指名された。

#### ア 福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部改正について

事務局（水・大気環境課長）から資料1～3、参考資料により説明し、今後、審議会で審議していくことが了承された。

質疑等については以下のとおり。

##### 【沼田委員】

異論はそれほどないが、二つ思う所がございます。

一点目は、搬入土砂に対する土壌汚染対策がなぜ必要だということが、一番最初の改正の趣旨の所にもう少し書き込まれていたら、理解が深まるのではないかということです。もしくは参考までになのかかもしれませんが、土壌汚染対策法があるのに土砂条例に横出しで追加をする理由を、もう少し改正の趣旨のほうに書いてあればいいのかなと思いました。

二点目は、土砂条例への追加ということで規制対象が3,000 m<sup>2</sup>以上ということですが、小さな自治体では3,000 m<sup>2</sup>以下も規制の対象にされています。土砂条例の追加でされているから3,000 m<sup>2</sup>以上、ということは理解できますが、3,000 m<sup>2</sup>以下の土壌汚染は考えなくてもよいのかと思ってしまうところがあるので、もう少しそのあたり説明があった方がよろしいかと思います。

##### 【事務局（水・大気環境課長）】

まず一点目のご意見ですが、改正の概要の説明については若干言葉足らずな部分がございます。既存の規制が及ばないところについては、今後丁寧に説明してまいりたいと思います。

二点目、3,000 m<sup>2</sup>以上の規模についてですが、現行条例の対象規模が3,000 m<sup>2</sup>以上としているということでそれを踏襲していますが、土壌汚染に関する制度についても、多くの自治体が3,000 m<sup>2</sup>以上という規模を対象としております。

なおかつ、土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更の届出の対象規模も同じ規模としております。

3,000 m<sup>2</sup>未満の行為に対してどうなのかということについてですが、現在、安全基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止の規定については、規模にかかわらず適用することを考えております。

市町村条例との関係ですが、市町村条例が適用される場合には、県の条例の適用を外す規定を設けたいと考えております。具体的には、市町村条例によりこの条例の規定に基づく土壌汚染の防止と同等以上の効果が認められる場合には、区域を指定して適用を

しないことを考えております。以上です。

**【沼田委員】**

ご説明ありがとうございます。

先程のご説明で安全基準への適合については3,000㎡以下も対象にするというようなお話があったように思うのですが、資料2だとそこまで読み込めないような気がするのですが、どのあたりに書いてあるのでしょうか。

**【事務局（水・大気環境課長）】**

資料2の2主な改正概要の(2)で、搬入の届出については3,000㎡以上の行為に対して求めたいと考えております。

(4)の安全基準の適合については、安全基準に適合しない埋立て等の禁止について、この資料には記載ありませんが、案としては3,000㎡未満の行為に対しても安全基準に適合させることにしたいと考えております。

**【沼田委員】**

そのあたりが読みにくいので、もし改正可能ならお願いします。

**【事務局（水・大気環境課長）】**

はい。わかりやすく資料を作って参りたいと思います。

**【中野議長】**

今の質疑の中で、より小さい規模を対象としている市町村の規制を制限するものではない、ということによろしいでしょうか。

**【事務局（水・大気環境課長）】**

はい。おっしゃるとおりです。

**【中野議長】**

はい、ありがとうございました。県条例で言うと、3,000㎡以上ということで理解しました。

**【角田委員】**

今回の改正案を拝見しますと、土地の所有者にも責任を負う内容となっております。

これまでの土砂条例も、土地の所有者がこのような責任を負うこととなっているのか確認させていただきたいという点と、実際提供する土地の所有者は問題があったとき罰則の対象となるということは、知らなかったとは言えなくなり、今後、いかに県民・土地の所有者に周知していくかが大切になっていくと思いますし、それが抑止効果になっていくと思います。来年4月公布になりますが、それまでの周知などの取り組みはどのようにお考えになっていますか。

**【事務局（産業廃棄物課長）】**

土地所有者への同意という点に関しては現行法令での規定のままでございます。

なぜ条例でそのような同意が必要かと言いますと、その土地に何が起きているのかをあらかじめ土地所有者に理解していただき、その後、斜面崩落等が起きたときに、それを知らなかったということにならないよう同意を必要としております。

今後、土地所有者にも責任があるということを広く周知できればと思っております。

**【齋藤委員】**

盛土規制法は地滑り地帯をおっしゃっているのではないかと思います。地滑り地帯

を知らない土地の持ち主の方が、そこに残土を入れてしまったのです。搬入する業者の方に徹底させるような形の文言は入らないのでしょうか。

**【事務局（水・大気環境課長）】**

現行条例でも土砂等の埋立て等を行う者の責務を規定しておりまして、土砂等の埋立て等を行う場合にあっては災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならないという規定がございます。ここに今回改正案としては土砂等の飛散又は流出を防止するために環境保全という観点での規定を組みたいと考えております。

周知については、方法について今後検討して参りますが、広く周知されるように努めてまいりたいと思います。

**【事務局（生活環境総務課）】**

オンライン参加の西村委員からのご質問読み上げさせていただきます。

1, 4-ジオキサンは、測定が困難で現時点では入れていないが、いずれ検討していきたいとあるが、他の自治体では入れているところもあるので、入れたほうが良いのではないのでしょうか。

**【事務局（水・大気環境課長）】**

参考資料5ページをご覧ください。

これは、対象の有害物質の項目について環境基本法と土壌対策汚染法の項目を比較しております。答えとしては環境基本法に準じるということで、1, 4-ジオキサンについても対象にしたいと考えております。

比較の中で欄外の※2にありますように、1, 4-ジオキサンは、法で規定している土壌ガス調査、これは土壌汚染対策法に基づく区域指定を行うための調査ですが、この調査においては検出が困難であるということで、土壌汚染対策法の区域指定のための基準には今のところ設けられていないということになります。

土砂条例の対象項目には、1, 4-ジオキサンを含めたいと考えております。

**【中野議長】**

資料2を見ると、1, 4-ジオキサン溶出量基準と記載されているのですが、これが参考資料では土壌ガス調査になっている。ガスで溶出量を測るということでしょうか。

**【事務局（水・大気環境課長）】**

土壌汚染対策法において土地の汚染状況の調査をするに当たって、まず土壌ガスの調査をしてスクリーニングを行い、ガスの検出が見られた場合に土壌の調査を行うという二段階の調査方法となっております。

**【中野議長】**

スクリーニングは難しいけど、溶出量の方が測れる可能性があるように思いましたので質問してみました。

**【事務局（水・大気環境課長）】**

大変分りにくくて申し訳ございません。溶出量基準なので、分析方法としては水に土から溶出させて、それを測るという方法になります。

ガス調査については、土壌汚染対策法との比較のために記載しているのですが、分析方法としては溶出による分析となりますので、土砂条例の項目としては溶出基準に則った分析方法で判別するということになります。

**【沼田委員】**

今回の条例は、来年4月に施行された後に搬入されたものに関して対象だと思うのですが、来年3月以前に搬入されたものについては、土壤汚染対策はどのようにカバーされるのでしょうか。土壤汚染対策法でカバーされる、ということによろしいのでしょうか。

**【事務局（水・大気環境課長）】**

条例改正施行前の搬入土砂については、カバーされないということになります。土壤汚染対策法については、排出元の調査や措置を規制しており、搬入先で使う土砂の安全性についてはカバーされないということになります。

改正後の規定については施行後に適用ということになります。

**【沼田委員】**

来年の3月以前に搬入されたものについては土壤汚染されているかどうかは調べようがないということによろしいですか。

**【事務局（水・大気環境課長）】**

制度に則った確認はされませんが、一般的には自主的に調査がなされて確認されるということはございます。

制度として調査が義務付けられるのは、改正条例施行後になります。

なお、施行日については、まだ決めてはおりませんが、公布を3月とすることを目指しており、施行は一定の周知期間を設けた上で行いたいと考えております。

**【沼田委員】**

施行以前に搬入されたものに関しては自主性に委ねるということでしたが、それでいいのかなと思ってしまいますけれども大丈夫ですか。

**【事務局（水・大気環境課長）】**

今の時点ではその規制はなされていないということで、土壤汚染対策法で汚染が判明したもの、あるいは自主調査で汚染が判明したものについてはそれぞれ規制がなされますので、適切に管理がなされて、搬入先の土壤が汚染されることはありません。

ただ、受け入れ側で安全性を確認するということが条例で規制されていないのでそこを改正するということになります。先程公布予定を3月と申しましたが4月を予定しております。

**【沼田委員】**

それでいいのかなと思っていましたが、会長に委ねます。

**【中野議長】**

土壤汚染対策法について補足していただきたいのですが、搬出する前の場所では調査義務があって、搬出先に対しての調査がなかったということかと思いますが、少しわかりにくかったので明確にしてください。

**【事務局（水・大気環境課長）】**

参考資料の2ページをご覧ください。

土壤汚染対策法と福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例の規制内容ですが、主な規制内容として土壤汚染対策法は、土壤汚染のおそれがある場合、例えば工場で有害物質を使用している施設を廃止した場合、そこに調査義務を課します。汚染が判明した場合は区域指定され土地の管理が義務付けられるとともに、記載にあるように汚

染土壌の搬出については規制がなされます。

福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例では、法の横出しとして自主的に調査が行われ、汚染が判明した土壌については県内での適正処理を規定しているものです。

基本的に汚染が判明した土地・土壌については規制がなされているということで、それについては持ち込まれるおそれはないですが、調査がなされていないものに関してはそこが判明しておりませんので、それを受け入れる際に確認するというのが今回の条例での規制の趣旨でございます。

**【中野議長】**

土壌汚染対策法で土壌汚染のおそれがある場合、排出する段階で規制がかかる、ということで、搬入先での規制がなかったと理解します。

**【長渡委員】**

条例自体は、全国的にいろいろな災害があつて福島県でも規制関係が始まったことだと思つてのですが、盛土は小さな過疎地域をターゲットにして、県外の業者が土地の買収を行うということが結構あつたりします。実際、買収はしないが貸してもらつてどんどん土盛りし、大きな盛土ができて大変な状況になってしまうということがあると思います。そういうときの相談窓口が県民の方は欲しいと思います。

いろんなところに問い合わせてもわからない、うちの管轄ではない、市の担当ではない、窓口の担当ではないと、いろいろ振り回されているということが言われています。そして、大事になるまで放置されていたとも話で聞きました。県民の皆様が危険を感じたときの相談窓口を作つていただき、対応していただけるといいかと思つています。

今回、汚染という問題もあるとは思いますが、県民の皆様はどちらかというとな家の隣に知らないうちに盛土ができたときどうすればよいか、という対策を一番に望んでいるのではないかと思つていますので、そういう窓口も皆様に分かるように設置していただければと思います。

**【事務局（産業廃棄物課長）】**

今、ご意見いただいたところでございますが、これまでも大量の土砂が周囲に搬入されたという状況は、地元の方とか、土砂の搬入を見かけた方は、まずは市町村の方に相談いただきたい。

これまでも土砂搬入の相談なり、情報があつた場合は、まずは市町村の方に相談し、市町村が引き取つたところで、それを県の出先機関などにすぐ情報共有するという流れができています。

不法な盛土について対策本部という県の組織が設置されており、その情報共有がなされ、対応しているところであります。

**【長渡委員】**

市町村に相談することもできない方もいらっしゃるし、電話する先がわからないから県に電話した時に、市町村に電話してくださいと言われぬ担当部局を作つてほしい。まずは市町村にではなく、県のほうに問い合わせがあつたら県の方から市町村に問い合わせるなどの形をとつていただきたいと思つています。

**【事務局（環境回復推進監兼次長）】**

盛土の問題は全国的に大変大きな問題となり、今回盛土規制法というものが出来、各

都道府県内で規制区域を指定しなさいとなりました。その規制区域が県内全域で指定がなされ、その所管が土木部、出先であれば建設事務所となっておりますので、県の建設事務所に連絡していただければ必ず対応することになっておりますので、よろしくお願いいたします。

**【事務局（生活環境部長）】**

今お話しいただいた住民の皆様が不安に感じたときにどこに相談したらよいか、おっしゃる通りだと思います。盛土の関係ですといろいろな法律がございまして、所管部署が複雑でございますけれども、住民の皆様がどこに問い合わせるか。例えば、普段から役場の方とお付き合いがあるのであれば市町村の役場でしょうし、出先の県の建設事務所でも構いませんし、振興局にご相談いただいてもかまいません。どこにご相談いただいても住民の方々をたらい回しすることなく、しっかりそこで受け止めて対応でき、関係機関が情報を共有して連携して対応することが一番大切だと思いますので、そのように対応していきたいと考えております。

**【丹野委員】**

改正の概要で義務付けの対象をお伺いしたいのですが、土壌の搬入の分析で、土砂の分析表の提出を義務付けられるのは埋立ての行為者で、土壌調査を義務付けられるのは埋立ての許可を受けた者ということでしょうか。行為者と許可を受けた者は同一にはならないのかどうか、確認したいと思いました。

**【事務局（水・大気環境課長）】**

同一になるかと思えます。許可等を受けた者については埋立て等の行為について許可を受けるということとございます。その後許可を受けた者は搬入の届出を行うという手続きを考えておりますので、許可を受けた者が搬入の行為者ということになります。

**【丹野委員】**

同一なのであれば記載を変える必要がないのではないかと。逆に分かりにくくなるのではと感じるのですがいかがでしょうか。

**【事務局（水・大気環境課長）】**

おっしゃる通りだと思います。条文については、許可を受けた者が搬入の届出、土壌の調査を行うということとを考えておりますので、資料については今後訂正してまいりたいと思います。

盛土規制法の方の行為についても届出対象になりますので、条例で許可を受けた者と合わせて盛土規制法の許可を受けた者も行為者として考えております。

**【齋藤委員】**

埋立ての実施中と完了後に2回土壌調査の結果を出すということよろしいでしょうか。

**【事務局（水・大気環境課長）】**

おっしゃるとおり、埋立て期間中と完了後いずれも調査を行って報告してもらおうという規定にしたいと考えております。

**【齋藤委員】**

埋立ては期間が設けられると思うのですが、どういう形で中間の調査をやられるのでしょうか。



**【事務局（水・大気環境課長）】**

詳細については、規則で定めてまいりたいと思います。現在、埋立て等の実施期間に定期的に当該土壌について調査を行うという規定を考えております。

**【中野議長】**

規則の話は多分細かい話になるのではないかと思います。

**(4) その他**

**【中野議長】**

これで本日予定していた議事は全て終了いたしました。その他、委員の皆様及び事務局から何かございますか。

特になし。

**(5) 閉会**

**【事務局（生活環境総務課）】**

中野会長、委員の皆様、ありがとうございました。

本日の審議結果を踏まえまして、議事1につきましては、引き続き審議会での御審議をお願いいたします。

以上で、福島県環境審議会を終了いたします。本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございました。